

関西看護医療大学 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン (令和3年9月改定版)

★報告の義務（教職員・学生共通）

以下に該当する場合には、速やかに大学教務係へ連絡すること。③以外の場合においては、事前の連絡なく登学することは厳禁とする。

- ① 10) の登学禁止及び出勤停止範囲に該当した場合
- ② 報道等で判明したクラスター発生場所に入入り（利用）した場合
- ③ 海外への渡航を行う予定である場合（渡航を行う1か月前までに報告）

1) 教職員・学生の登学・出勤条件について

- ・すべての教職員及び学生は、無症状でも必ず自宅で毎日検温を行うこと。
- ・10) に示された登学禁止及び出勤停止範囲に該当していないこと

【学生】

- ・学生にあっては、『学生健康管理票』に体温と自覚症状の有無等を記入し、自己管理を徹底しておくこと。経過が重要であることから、休みの日も記入し、大学・実習へは必ず持参すること。
- ・全ての講義・演習・実習・試験に出席する際には、記録直近1週間の記録が付された学生健康管理票を持参し、机上に明示することにより受講を認める。

【教職員】

- ① 教員にあっては、各自で体温を記録に残し、必要に応じて領域長に報告すること。
- ② 職員にあっては、出勤時に体温をタイムカード横の表に記録すること。

2) 新型コロナウイルス感染対策の徹底について

- ・学内では、常にマスクを鼻まで覆った形で正しく着用すること。
※布マスク・ウレタンマスクは効果が劣るため、不織布マスクを基本とする。
肌が弱い場合は間にガーゼを入れる、布マスクの上から不織布マスクを着用するなど工夫する。
- ・食事時間などマスクを外している時は黙食を徹底すること。
会話をを行う際はマスクを着用すること。
- ・食事の際などに移動して使用した机・椅子は、各教室に設置してあるアルコール含有シートやアルコールジェル等で責任をもって消毒すること。
- ・構内では出来る限り頻回に手指消毒を行うこと。
- ・「大声での会話」「3密（密閉、密集、密接）」を避けること。
- ・換気が重要であるため、教室などを使用する際は必ず窓を開け、開いている場合は勝手に閉めないこと。
- ・講義等終了後においては、特段の要件のある場合を除いて、速やかに帰宅すること。

3) 大学施設・教室の使用について

【学生】

- ・大学施設においては、学生は講義が行われる指定講義室以外の講義室への入室を禁止する。ただし、開講にあたって大学が必要と認めた場合には、指定された講義室以外の使用ができるものとする。
- ・指定講義室内においては、学部生は指定された座席へ着席すること。
- ・本学の売店の使用は可能であるが、入口・出口利用は一方通行を厳守すること。
- ・本学内の食堂の使用は可能であるが、座席を通常時より減じて指定する。椅子を勝手に増やして使用しないこと。利用者同士1m以上の間隔をあけて、食前の手洗い等各自感染予防対策を実施すること。
- ・図書館は開館時間を短縮して開館する。各自開館時間を確認し利用すること。入館時は必ずマスクを着用し、手指消毒を行うこと。
- ・2号館へは必要時以外は入棟を控えること。
- ・2号館1階エントランスホールは活用してよいが、必ずマスクを着用し、個々が間隔を1m以上空けるなど、濃厚接触にならないよう十分配慮すること。
- ・課外活動（サークル・クラブ活動）は当面の間禁止とする。

【大学施設等】

- ・トイレに設置されている手指乾燥機の使用は当面禁止する。
- ・体育館は大学が必要と認めた場合のみ使用可能とする。
- ・学生会館は当面使用を禁止する。
- ・大学院の講義以外においては、大学の閉館時間は20時00分とする。
- ・公共スペースにおいては、用務員、清掃業者等により環境表面（ドアノブ・机・椅子・スイッチなど）を次亜塩素酸ナトリウム含有溶液（ハイターなど）・エチルアルコール消毒液で、1日に2回以上消毒する。

【スクールバス】

- ・スクールバス乗り場では、列に並ぶ際には間隔をあけて整列すること。
- ・スクールバス乗り場および車内では会話を控えめにすること。
- ・スクールバス乗車前には手指消毒を行い、車内ではマスク着用を徹底すること。

4) 授業・ゼミについて

【学生】

- ・手洗い・設置されているアルコールジェルによる手指消毒・マスク着用・環境表面（ドアノブ・机・椅子・スイッチなどよくさわる部分）の消毒を励行する。
- ・講義室の窓は勝手に閉めないこと。防寒は各自衣服等で行う。
- ・筆記用具などの貸し借りは行わず、自分の筆記用具を使用する。
- ・担当教員等から各自で使用した机や椅子等の消毒を行う指示があった場合は、指示に従って行うこと。

【教職員】

- ・教員は授業やゼミに参加する学生に対し、手洗い・マスク着用・環境表面（ドアノブ・机・椅子・スイッチなどよくさわる部分）の消毒を励行するよう呼びかけ、教職員自らもそのルールを徹底すること。
- ・講義室では 30 分に 1 度の割合で 換気を行うよう学生に指示するか、各窓を 10 cm 程度 ずつ開放したままとすること。
- ・飛沫感染の恐れが高い授業や、他者との接触・共有物に接触する頻度が高い授業は、教 授方法を変更して罹患可能性を下げることを検討すること。
- ・教職員と学生との接触・近接の時間はマスクを必ず着用して、1m 以上離れるようにし、 できるだけ短時間（15 分以内）に留めること。
- ・複数名が触る可能性のある筆記具等の貸し借りは行わず、自分の筆記具を使うことを奨 励する。
- ・レポート等の課題を出し回収した際には、レポート用紙から感染する可能性があること を考え、回収 BOX 内を消毒すること。またレポートチェックにあたっては、マスク・ 手袋を装着するなど、感染防御対策を徹底すること。
- ・本学 1 号館で使用する講義室の環境表面（ドアノブ・机・椅子・スイッチなど）は、次 亜塩素酸ナトリウム含有溶液（ハイターなど）・エチルアルコール消毒液で、清掃業者 により原則として 1 日に 2 回以上消毒する（*半日の使用の場合は 1 回のみ）。
- ・本学 1 号館の講義が行われる指定教室（1108、1208、1201、1202、1203、1301、1302、 1303、1401）以外の講義室を使用して講義等を行った場合は、使用した領域において同 様に実施する。
- ・2 号館を講義等で使用した場合の消毒は、使用した領域において同様に実施する。
- ・大学院にあっては、講義終了後教員・学生で使用した机、イス、ドアノブ等を消毒する こと。院生の研究室も同様に行うこと。
- ・講義室の講師用マイクは、各回の講義終了後、講義担当者が設置されている酒精綿・ア ルコール含有シート等で消毒すること。
- ・講義室の亚克力スタンド、壁掛け電話機などは使用した教職員が設置されている消毒 シート等で消毒を行うこと。
- ・使用する講義室へは、出来る限り空気清浄機（プラズマクラスター）を設置する配慮を 行うこと。

5) 学生との個人面談・相談について

【学生】

- ・教職員との面談は原則として教職員 1 人に対して学生 1 人とし、多数の学生で訪問す ることは避けること。
- ・必ずマスクを着用し、1 m 以上の間隔をあけるよう配慮すること。

【教職員】

- ・学生との面談は、原則として教職員 1 人に対して学生 1 人とし、一度に多数の学生と面 談することは出来る限り避けるよう配慮すること。

- ・面談の際は、必ずマスクを着用し1m以上の間隔をあけるよう配慮すること。
- ・面談後は、使用した場所の環境表面の消毒と換気を徹底すること。

6) 休日の過ごし方

- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけること。
- ・密閉・密集・密着（3密）の状況を避け、ウイルス感染の可能性を低くするよう配慮すること。
- ・不要な外出（特に人の多く集まる所、感染が拡大している地域）は控えること。
- ・会食や遊興活動を行うことは控えること。
- ・個人の無責任な行動が、大学だけでなく社会全体に大きな影響を及ぼす事を十分認識の上、大学教職員・学生として自覚を持った行動をとること。

7) 学生アルバイトについて

- ・アルバイトについては、真に必要な場合を除いてアルバイトを行うこと自体を出来る限り控えること。やむを得ずアルバイトを行う場合においては、労働環境が以下に該当する場所でのアルバイトは出来る限り控えること。

また、実習が開始される予定の日より1ヶ月前からのアルバイトは禁止する。

★感染リスクの高い環境の例示

- ① 密閉空間に多くの人々が長時間集まるケース（飲食店内等）
- ② 手の届く距離で会話を行うことが求められるケース（接客等）
- ③ 多くの人々が一定の物に触れる機会が多いケース
- ④ 感染防止措置やその意識が軽視されているケース

8) 海外渡航について

- ・海外への渡航は、原則として禁止する。渡航する必要がある学生は、必ず事前に教務係に申し出ること。教職員で渡航する必要がある者は、必ず渡航の1か月以上前に許可申請書を提出し各上長の許可を得ること。
- ・家族、友人等が海外より帰国し、国が定める帰国後2週間の隔離措置期間内に教職員・学生と濃厚接触した際には、必ず保健室・教務係に報告すること。
- ・外国からの帰国後には、2週間の自宅等での待機が必要になることを念頭に置くこと。

9) 外来者について

- ・事前連絡のない外来者は、原則校舎内立ち入り禁止とする。
- ・外来者が校舎内に立ち入る場合は、エントランスに設置されている非接触型体温計での検温、マスクの着用及び手指消毒を行うよう声掛けを行う。
- ・教職員が対応する必要がある場合は、マスクの着用と1m以上の間隔をあけ、短時間で終了するよう配慮する。

10) 学生の登学禁止及び教職員の出勤停止範囲について

	対象範囲	登学再開及び適用をうけるための証明
1	新型コロナウイルスの陽性と確定した者	登学再開許可書の提出
2	新型コロナウイルスの陽性と確定した者と濃厚接触した者 【濃厚接触者の認定範囲】 1) 陽性と確定した日から遡って、当該者と2日以内にマスク等の感染予防をしていない状態で、1m以内の範囲内で15分以上の接触をした者 2) 陽性者と同居している者 3) その他、保健所から濃厚接触者であると認定された者	PCR検査結果（陰性）の証明書
3	本人・家族において新型コロナウイルスの感染疑いがあり、PCR検査の結果を待っている者	PCR検査結果（陰性）の証明書
4	37.5℃以上の発熱をしている者	医師からの感染を否定し、発熱があったことを証明する一定の証明書
5	風邪症状等を発症しており、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者	医師からの感染を否定し、症状があったことを証明する一定の証明書
6	海外から帰国後、2週間以上経過していない者	指定期間の経過を証明するもの

11) 大学関係者（教職員・学生）に新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合の対応

- ①学年内で陽性者及び濃厚接触者が集団で発生した場合（目安として5人程度）は感染対策委員会の開催を委員長が判断する。
- ②その他対応は別添のフローチャートの通り。

12) 看護学実習に関する方針

特に看護学実習に関する方針については、別に定めた「関西看護医療大学看護学実習に関する方針」を遵守する。

【問い合わせ先】

関西看護医療大学事務局学務課教務係
 兵庫県淡路市志筑1456-4番地
 TEL (0799) 60-1200
 FAX (0799) 60-1201

附則

- ①令和2年4月2日作成し同日運用開始
- ②令和2年6月1日改正し同日から施行
- ③令和2年8月1日改正し同日から施行
- ④令和3年4月1日改正し同日から施行
- ⑤令和3年9月15日に改正し同日から施行